

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県流域下水道事業財務規則（下水道課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県流域下水道事業財務規則（規則第37号）

兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定により地方公営企業法の財務規定等を適用する兵庫県流域下水道事業の財務に関し、必要な事項を定めることとした。

規 則

兵庫県流域下水道事業財務規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

兵庫県流域下水道事業財務規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 勘定科目（第8条）
- 第3章 予算（第9条—第13条）
- 第4章 収入（第14条）
- 第5章 支出（第15条・第16条）
- 第6章 決算（第17条—第22条）
- 第7章 契約（第23条）
- 第8章 現金及び有価証券（第24条・第25条）
- 第9章 棚卸資産
 - 第1節 通則（第26条）
 - 第2節 受払い（第27条—第33条）
 - 第3節 棚卸し（第34条—第36条）
- 第10章 棚卸資産以外の物品（第37条・第38条）
- 第11章 固定資産
 - 第1節 通則（第39条・第40条）
 - 第2節 取得（第41条・第42条）
 - 第3節 減価償却（第43条）
- 第12章 債権等（第44条）
- 第13章 帳票（第45条—第49条）
- 第14章 雑則（第50条—第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成29年兵庫県条例第32号）第1条の規定により設置された兵庫県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の財務に関して必要な事項を

定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。）及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）に規定する財務に関する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民局等 阪神南県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局及び中播磨県民センターをいう。
- (2) 県民局長等 県民局等の県民局長又は県民センター長をいう。
- (3) 支出命令者 知事又は第4条の規定により支出命令（法第232条の4第1項に規定する命令をいう。以下同じ。）をする権限を委任された者をいう。
- (4) 物品管理者 知事又は第4条の規定により物品（占有動産を含む。第4条第5号及び第6条第2号において同じ。）の取得、管理及び処分をする権限を委任された者をいう。
- (5) 公金機関 企業法第27条ただし書の規定に基づき指定した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関をいう。

(企業出納員)

第3条 知事は、県土整備部及び県民局等に企業出納員を置く。

2 前項の規定により置く企業出納員は、別に任命する者のほか、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

区分	職名
県土整備部の企業出納員に充てられる職	県土整備部県土企画局総務課経理班長
	県土整備部土木局下水道課経営管理班長
県民局等の企業出納員に充てられる職	阪神南県民センター県民交流室総務防災課班長（財務を担当する者に限る。）
	東播磨県民局総務企画室総務防災課班長（財務を担当する者に限る。）
	北播磨県民局総務企画室総務防災課班長（財務を担当する者に限る。）
	中播磨県民センター県民交流室総務防災課班長（財務を担当する者に限る。）

(県民局長等への権限の委任)

第4条 知事は、法令に定めのあるもののほか、県民局長等に対して、次に掲げる事務を委任する。

- (1) 収入を徴収すること。
- (2) 令達を受けた予算の範囲内で支出負担行為をすること。
- (3) 支出命令をすること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、売買、貸借、請負その他の契約を締結すること。
- (5) 物品の取得、管理及び処分をすること。
- (6) 債権の管理（訴訟手続に係るものを除く。）をすること。

(出納員への権限の委任)

第5条 知事は、会計管理者をして、県土整備部及び県民局等に置かれる出納員に次に掲げる事務を委任させるものとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）の出納及び保管をすること。
- (2) 有価証券の出納及び保管をすること。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員をして、更に当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させるものとする。

(企業出納員への権限の委任)

第6条 知事は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 物品の出納及び保管並びに占有動産の管理をすること。
- (2) 現金、有価証券、物品及び債権の記録管理をすること。
- (3) 支出負担行為の確認をすること。

(協議)

第7条 県土整備部長は、次に掲げる事項については、企画県民部長に協議しなければならない。

- (1) 流域下水道事業の実施計画で特に重要若しくは異例と認められるもの又は将来予算措置を必要とするものを定めること。
- (2) 国に対し負担金、補助金、委託費等の交付の申請をすること。
- (3) 工事又は製造の請負契約を締結すること。
- (4) 予算と関係を有する条例、規則その他の規程等の制定又は改廃をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企画県民部長が別に定める事項

2 県土整備部長は、財務に係る制度及び手続と関係を有する条例、規則、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。

第2章 勘定科目

第8条 流域下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、資本勘定、負債勘定及び整理勘定に区分して行うものとする。

- 2 前項の損益勘定は、収益勘定及び費用勘定に区分する。
- 3 前2項に規定する勘定科目の区分は、別に定める。

第3章 予算

(予定収入及び予定支出の科目)

第9条 予定収入及び予定支出の款項の区分は、毎事業年度の予算の定めるところによる。

- 2 予定収入及び予定支出の目の区分は、予算の実施計画に定めるところによる。
- 3 予定収入及び予定支出の節の区分は、勘定科目に係る節の区分のとおりとする。

(目節の流用)

第10条 県土整備部長は、予算執行上必要があると認めるときは、企画県民部長の承認を得て予定支出の同一項内の各目又は同一目内の各節の経費の金額を相互に流用することができる。

- 2 県民局長等は、県土整備部長があらかじめ企画県民部長と協議して指定する予定支出の同一目内の各節の経費の金額は、相互に流用することができる。
- 3 県土整備部長又は県民局長等は、前2項の規定により流用しようとするときは、予算流用決定書により決定しなければならない。

(継続費の通次繰越し)

第11条 県土整備部長は、企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越しをしたときは、翌年度の5月31日までに継続費繰越し計算書を作成し、企画県民部長に提出しなければならない。

- 2 県土整備部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、翌年度の5月31日までに継続費精算報告書を作成し、企画県民部長に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第12条 県土整備部長は、企業法第26条第1項又は第2項の規定による繰越しをしたときは、翌年度の5月31日までに繰越し計算書を作成し、企画県民部長に提出しなければならない。

(予算に関する事項に係る財務規則の準用)

第13条 流域下水道事業の予算に関してこの章に定めのない事項は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2章（第21条、第24条及び第30条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、知事が別に定める。

第9条及び第10条第1項	見積書	予算の原案
第15条第2項	第23条第3項	兵庫県流域下水道事業財務規則第10条第3項
	第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項	地方公営企業法（以下「企業法」という。）第26条第1項及び第2項並びに地方公営企業法

		施行令（以下「企業法施行令」という。）第18条の2第1項
第16条第3項	第23条第3項	兵庫県流域下水道事業財務規則第10条第3項
第26条第1項	法第218条第4項前段	企業法第24条第3項前段

第4章 収入

（収入に関する事項に係る財務規則の準用）

第14条 流域下水道事業の収入に関する事項は、財務規則第3章（第45条及び第48条第1項第4号を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、知事が別に定める。

第3章（第32条第1項及び第45条第1項を除く。）	歳入管理者	収入管理者
第32条第1項	歳入管理者	収入管理者（知事又は兵庫県流域下水道事業財務規則第4条の規定により収入を徴収し、及び債権を管理する権限を委任された者をいう。以下同じ。）
第36条	政令第155条	企業法施行令第21条の2
第37条	政令第156条第1項	企業法施行令第21条の3第1項
第49条第1項	政令第158条第1項	企業法第33条の2

第5章 支出

（引去金の措置）

第15条 会計管理者は、給与その他の給付並びに賃金、報酬、報償費その他これに類する経費の支払について所得税、住民税、社会保険料（労働保険料を除く。）その他引去りを要するもの（以下「引去金」という。）があるときは、引去金を含めた支払額について小切手を振り出し、引去金については、預り金として受け入れて経理するものとする。

（支出に関する事項に係る財務規則の準用）

第16条 流域下水道事業の支出に関してこの章に定めのない事項は、財務規則第4章（第61条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、知事が別に定める。

第50条	支出負担行為担当者	支出負担行為担当者（知事又は兵庫県流域下水道事業財務規則第4条の規定により支出負担行為をする権限を委任された者をいう。以下同じ。）
第53条第1項	会計管理者又は出納員	企業出納員
第53条第1項第1号	重要物品	予定額1件100万円以上の物品
第53条第2項及び第54条第1項	会計管理者又は出納員	企業出納員
第54条第1項第3号	政令第165条の3第1項	企業法施行令第21条の11第1項
第54条第1項第12号	会計管理者	知事
第54条第3項第2号	契約担当者	契約担当者（知事又は兵庫県流域下水道事業財務規則第4条の規定により契約を締結する権限

		を委任された者をいう。以下同じ。)
第54条第4項	会計管理者又は出納員	企業出納員
第55条第1項	政令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げる経費並びに	企業法施行令第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げる経費及び
第57条	政令第162条第1号から第5号まで	企業法施行令第21条の6第1号から第4号まで
第58条	政令第163条第1号から第7号まで	企業法施行令第21条の7第1号から第7号まで
第59条第1項	政令第164条第3号及び第4号	企業法施行令第21条の8第1号及び第2号
	物品	資産
第64条第1項	政令第165条の3第1項	企業法施行令第21条の11第1項
第65条第1項	会計管理者又は出納員	企業出納員
第65条第2項	出納員	企業出納員
第67条の2第2項	指定金融機関又は指定代理金融機関	出納取扱金融機関
第68条第1項	指定金融機関、指定代理金融機関	出納取扱金融機関
第68条の2第2項ただし書及び第68条の4第2項	指定金融機関及び指定代理金融機関	出納取扱金融機関
第70条の5	出納員	企業出納員

第6章 決算

(経理状況の報告)

第17条 県土整備部の企業出納員は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、県土整備部長の決裁を受けなければならない。

(決算の資料)

第18条 県民局長等は、毎事業年度終了後、決算に必要な資料を県土整備部長に提出しなければならない。

(決算整理)

第19条 県土整備部長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地棚卸しの結果に基づく棚卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 長期前受金の収益化
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等経過勘定に関する整理
- (7) 仮勘定の整理
- (8) 積立金を使用した際の未処分利益剰余金への振替
- (9) その他必要と認められる事項

(退職給付引当金の計上方法)

第20条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全職員(同日における退職者を除く。))が自己の都合により退職するものと仮定した場合に職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50

号)により支給する退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

(帳簿の締切り)

第21条 県土整備部長は、第19条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第22条 県土整備部長は、毎事業年度の5月末日までに、企業法第30条第1項に規定する書類を作成し、企画県民部長を経て知事に提出するものとする。

第7章 契約

(契約に関する事項に係る財務規則の準用)

第23条 流域下水道事業の契約に関する事項は、財務規則第7章(第98条第2項及び第3項を除く。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則(平成7年兵庫県規則第102号)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、知事が別に定める。

第96条	政令第167条の2第1項第1号	企業法施行令第21条の14第1項第1号
第97条の2	政令第167条の2第1項第3号又は第4号	企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号

第8章 現金及び有価証券

(預り金)

第24条 会計管理者又は出納員は、保証金、引去金その他流域下水道事業の所有に属しない現金を受け入れたときは、これを預り金として経理しなければならない。

(現金及び有価証券に関する事項に係る財務規則の準用)

第25条 流域下水道事業の現金及び有価証券に関してこの章に定めのない事項は、財務規則第8章(第112条及び第123条の2を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、知事が別に定める。

第8章	歳入管理者	収入管理者
第110条第1項	指定金融機関	出納取扱金融機関
第113条第1項及び第2項	歳入歳出外現金の	預り金の
第114条第1項及び第2項並びに第115条	歳入歳出外現金	預り金
第118条第1項	所管の総括店若しくは取次店	出納取扱金融機関
	総括店等	出納取扱金融機関等
第118条第2項及び第119条	総括店等	出納取扱金融機関等
第120条	政令第168条の7	企業法施行令第22条の6第2項
第122条	会計管理者	企業出納員

第9章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第26条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であつて、棚卸経理を行うものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 耐用年数が1年未満又は価格が10万円未満のもの
- (3) 材料
- (4) その他貯蔵品

第2節 受払い

(受入れ)

第27条 物品管理者は、棚卸資産を受け入れたときは、振替伝票を発行して企業出納員に通知するものとする。

2 企業出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(受入価額)

第28条 棚卸資産の受入価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入又は製作によって取得した棚卸資産については、購入又は製作に要した価額

(2) その他の棚卸資産については、適正な見積価額

(払出し)

第29条 物品管理者は、棚卸資産を払い出したときは、出庫伝票及び振替伝票を発行して企業出納員に通知するものとする。

2 企業出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(払出価額)

第30条 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(発生品の受入れ)

第31条 物品管理者は、次に掲げる物品で再使用できるものを棚卸資産として受け入れることができる。

(1) 費用として経理していた物品の残品

(2) 工事の施行に伴い生じた撤去品

(3) その他不用の物品

(不用品の処分)

第32条 物品管理者は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものは売却しなければならない。ただし、買受人がないもの、売却額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

2 物品管理者は、前項の規定により不用品を売却し、又は廃棄しようとするときは、物品処分決定書により決定しなければならない。この場合において、物品管理者は、振替伝票を発行して企業出納員に通知するものとする。

3 企業出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(所属替え)

第33条 物品管理者は、その所属に係る棚卸資産を他の物品管理者の所属に移し替えること（以下「所属替え」という。）ができる。この場合において、物品管理者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をするときは、所属替指図書を交付するものとする。

3 所属替えをしようとする物品管理者は、前項の所属替指図書により棚卸資産の受入れ又は払出しを行うものとする。

4 物品管理者は、前項の規定により、所属替えをした場合は、振替伝票により企業出納員に通知するものとする。

5 企業出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

第3節 棚卸し

(実地棚卸し)

第34条 企業出納員は、毎事業年度の9月30日及び3月31日現在の棚卸資産について、実地棚卸しを行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、棚卸資産が天災その他の理由により滅失したときその他必要と認められるときは、随時実地棚卸しを行わなければならない。

3 企業出納員は、前2項の規定により実地棚卸しを行うときは、物品管理者の指定する棚卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

4 企業出納員は、実地棚卸しを行ったときは、棚卸明細書を作成しなければならない。

(棚卸しの結果の報告)

第35条 企業出納員は、実地棚卸しの結果を、前条第4項の棚卸明細書を添えて物品管理者に報告しなければならない。

2 企業出納員は、実地棚卸しの結果、総勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致しないときは、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて物品管理者に報告しなければならない。

(棚卸修正)

第36条 物品管理者は、実地棚卸しの結果、総勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致しないときは、棚卸明細書に基づき、振替伝票を発行して企業出納員に通知するものとする。

第10章 棚卸資産以外の物品

(直購入)

第37条 第26条各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第42条第1項の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものは、棚卸資産として経理しないことができる。

(不用物品の処分)

第38条 物品管理者は、棚卸資産以外の物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものは、第32条第1項及び第2項前段の規定に準じて処分しなければならない。

第11章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の区分)

第39条 固定資産の区分は、勘定科目表に定めるところによる。

(固定資産台帳)

第40条 企業出納員は、固定資産の区分、価格その他必要な事項を記載した固定資産台帳を作成しなければならない。

第2節 取得

(取得価額)

第41条 固定資産の取得価格は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価格の不明のものについては、適正な評価額

(建設仮勘定)

第42条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行うものとする。

第3節 減価償却

(減価償却の方法)

第43条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得した年度の翌年度から行い、売却又は除却をした年度は行わないものとする。

第12章 債権等

(債権等に関する事項に係る財務規則の準用)

第44条 流域下水道事業の債権、企業出納員等の引継ぎ、職員の賠償責任及び検査に関する事項は、財務規則第10章及び第12章から第14章まで(第172条から第174条まで及び第190条を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる財務規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、知事が別に定める。

第10章	歳入管理者	収入管理者
第161条	会計管理者又は出納員	企業出納員
第175条第1項	出納員、分任出納員	企業出納員、出納員、分任出納員
第175条第2項	出納員にあつては交代の日の前日現在の歳入金、歳出金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金	企業出納員及び出納員にあつては交代の日の前日現在の収入金、支出金及び預り金
第175条第5項	出納員	企業出納員及び出納員
第177条第1項	第4条第1項又は第2項	兵庫県流域下水道事業財務規則第4条

第177条第2項	出納員又は第6条第4項	企業出納員、出納員又は兵庫県流域下水道事業財務規則第5条第2項
第177条の2	法第243条の2第1項後段	企業法第34条において準用する法第243条の2第1項後段
第180条第1項第1号	部局長、かい長及び第4条第2項又は第5条	県土整備部長及び兵庫県流域下水道事業財務規則第4条
第180条第1項第2号	出納員及び第6条第4項	企業出納員、出納員及び兵庫県流域下水道事業財務規則第5条第2項
第180条第2項	会計管理者	県土整備部長
第181条第7号	歳入歳出外現金	預り金
第181条第8号	出納員	企業出納員、出納員
第182条第1項、第183条から第185条まで、第187条第1項、第188条及び第189条（第191条においてこれらの規定を準用する場合を除く。）	会計管理者	県土整備部長

第13章 帳票

(帳票の種類及び保存期間)

第45条 流域下水道事業に関する取引（以下「取引」という。）の記録、計算及び整理を行うために備える帳票（会計伝票、帳簿及びその他の書類をいう。）の種類及び事業年度終了後の保存期間は、次のとおりとする。

区分	種類	保存期間
会計伝票	収入伝票	法令による消滅時効の期間に相当する期間
	支払伝票	
	振替伝票	
帳簿	総勘定元帳	10年
	出庫伝票	5年
	現金預金出納簿	5年
	有価証券整理簿	10年
	貯蔵品出納簿	2年
	固定資産台帳	10年
	企業債台帳	10年
	借入金整理簿	2年
	貸付金整理簿	2年
その他の書類	調定決定書	法令による消滅時効の期間に相当する期間
	支出負担行為書	
	支出決定書	
	即納書	3年

(会計伝票の発行)

第46条 会計伝票は、取引ごとに、その都度発行するものとする。ただし、勘定科目の款、項、目及び節が同じであって、同時に行われる取引については、集合して発行することができる。

2 会計伝票には、必要な事項を記入し、次の各号に掲げる会計伝票の種類ごとに、当該各号に定める証拠書類を添付しなければならない。ただし、これらの書類に記載されるべき事項が、会計伝票又は請求書等によって明らかであるときは、この限りでない。

(1) 収入伝票 収入の内容（収入の根拠及び金額の算定内訳をいう。）を示す書類

(2) 支払伝票 支出の内容（経費の内容及び金額の算定内訳をいう。）を示す書類及び債務の履行の確認を証する書類（工事検査調書、物件検査調書又は検査員その他の者が債務の履行を確認したことを証するもの）

(3) 振替伝票 振替の内容を示す書類

(会計伝票及び証拠書類の編集及び保存)

第47条 会計伝票及び証拠書類は、日付順に編集し、保存しなければならない。

(帳簿の更新)

第48条 帳簿は、毎事業年度更新するものとする。ただし、更新することが適当でないものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により更新しない帳簿の保存期間は、その帳簿に最終の記入が行われた日の属する事業年度の翌事業年度の初日から起算するものとする。

(帳簿の記載)

第49条 帳簿は、正確かつ明瞭に記帳し、随時照合しなければならない。

2 帳簿は、会計伝票に基づいて1件ごとに記帳するものとする。

第14章 雑則

(経理の特例)

第50条 特別損益で整理すべき取引のうち1件100万円未満のものは、経常損益で整理することができる。

(公有財産規則との調整)

第51条 流域下水道事業に係る公有財産の取得、管理及び処分取扱いに関してこの規則に定めのない事項は、公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）による取扱いの例によるものとする。

(補則)

第52条 この規則に定めるもののほか、流域下水道事業の財務に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(財務規則の一部改正)

2 財務規則の一部を次のように改正する。

第142条第4項前段中「企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第2条第5号又は病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第2条第8号に定める業務担当者」を「次に掲げる者（以下この項において「業務担当者等」という。）」に改め、同項後段中「業務担当者」を「業務担当者等」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第2条第1項第6号に規定する業務担当者

(2) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第2条第8号に規定する業務担当者

(3) 兵庫県流域下水道事業財務規則（平成30年兵庫県規則第37号）第2条第4号に規定する物品管理者